

緊張状態が続く英国と EU の関係

政策・経済研究部 エコノミスト 前田 和孝

1. 通商協定合意から約1年が経過

英国のEU離脱に伴う移行期間が終了してからそろそろ1年が経過しようとしているが、英国とEUの関係には緊張感が漂っている。

英国とEUは、2017年より英国のEU離脱に向けた交渉を開始した。英国本土と北アイルランド間の通関・検疫手続きを規定する「北アイルランド議定書（以下、議定書）」などを含む離脱協定は、英国議会の再三にわたる否決もあり、何度も延期された後、2020年1月に確定した。これにより、英国は2020年1月31日をもってEUを離脱し、12月31日までの移行期間に入った。移行期間は、英国とEUが2021年以降のルールを決める通商交渉を行なうほか、離脱に伴う混乱を回避するために設けられたものであり、その間、英国はEUルールに従う形となった。同期間中に行なわれた通商交渉は、双方の利害がぶつ

かり合い難航した。特に、漁業権、政府補助金などの分野でなかなか折り合いがつかない状況が続いた。

加えて英国は、英国本土と北アイルランド間で過度な検査や関税が課されるとの懸念から、英国本土から北アイルランドに流入する物品が検査・関税対象かどうかを判断する権限を自国が一方的に保有するなどの内容を含む国内法案を提出、議定書の内容を骨抜きにしようとした。これに対しEUが反発し、法的手続きをとるなどしたことから、一時は2020年中の交渉妥結が危ぶまれた。このような紆余曲折を経て、最終的には移行期間終了の7日前となる12月24日によりやく貿易・協力協定（以下、通商協定）の合意に至った。

通商協定では、物品貿易において、関税ゼロ・数量割り当てなしとすることが定められた。交渉時に主な争点となっていた漁業権、政府補助金のうち、漁業権については、EUの漁船は、移行期間中と変わらず英国水域へのアクセスが可能とした上で、もともとの同水域におけるEUの漁獲量の25%（金額ベース）を5年半かけて段階的に減らし、2026年以降の漁獲量や水域アクセスは毎年の交渉で決定することとなった。政府補助金については、互いに独自の補助金制度の保持を可能とした上で、公正な競争条件の確保が困難な場合には対抗措置を認める、などといった形で落ち着いた（図表1）。議定書に関しては、一部緩和措置を導入した上で履行されることとなった。

（図表1）貿易・協力協定（Trade and Cooperation Agreement）の主な内容

項目	内容
物品貿易	すべての物品に対し関税ゼロ・数量割り当てなしを適用 原産地規則を適用 通関・検疫手続きを適用
サービス貿易	双方のサービス提供者は、それぞれ提供国のルールに基づく市場アクセスを規定 英国のサービス提供者は金融サービスにおけるEUの「単一パスポート制度」の対象外となる 短期間の出張や高スキル従業員の派遣による移動は円滑化を図る
漁業	EUは5年半かけて、英国水域での漁獲量（金額ベース）を段階的に削減 その後は、海洋資源の保全や漁業者の活動の保護などを考慮しながら、毎年漁獲量を交渉で決定
政府補助金	独自の補助金制度の保持は可能 他方からの不正な競争に対抗するための措置を発動する権利の保持
紛争解決メカニズム	特定の協力分野における紛争は英国・EU間での協議で一義的に解決を図る ただし、解決困難な場合には、独立した仲裁パネルでの調停を実施

（出所）欧州委員会、JETRO、EU MAG等より明治安田総研作成

2. 議定書の履行が英国企業の負担に

移行期間終了後の物品貿易において、北アイルランドではEUの関税規則が適用されている。そのため、英国本土から北アイルランドに流入する物品に対しては、通関手続き等が必要になる（図表2）。北アイルランドは英

国を構成する一地域だが、もともと、同地域では1960年代から英国からの独立とアイルランドへの帰属を求めるカトリック系住民と、英国残留を主張するプロテスタント系住民が対立し、武力抗争が続いた。このような歴史的経緯から、EU加盟国であるアイルランドと北アイルランドの間で国境管理を厳格化しないよう、英国とEUが結んだ離脱協定では、英国本土と北アイルランドの間に貿易上の境界線が引かれることになった。

とはいえ、ルール適用の初期段階においては、物流遅延等の混乱が生じることが想定され、2021年1月から3月までの3ヵ月間は、一部製品の英国本土から北アイルランドへの輸送に際して、輸出衛生証明書等の提出が免除されるなどの緩和措置が導入された。ただ、緩和措置は設けられたものの、英国企業の負担は思いのほか大きく、一部商品が北アイルランドで不足するなど物流に支障をきたす場面がみられた。

こうした状況を受け、英国は当初3ヵ月間としていた緩和措置の猶予期間を9月末まで延長することを一方的に発表した。さらに、北アイルランドでは、議定書の内容に反発する住民による暴動も勃発したことから、英国はEUに議定書の内容変更に向けた再交渉を求めた。これに対して、EUは猶予期間の一方的な延長は離脱協定違反として、法的措置も辞さない構えを見せた。再交渉に関しても、英国が提案するように、通関・検疫手続きを北アイルランドからEUへの輸送リスクがある場合に限定するなどとした場合、本来は北アイルランドにとどまるはずだった衛生基準等を下回る製品がEUに流入する懸念から当初は否定的な見解を示した。

しかしながら、双方の交渉は膠着状態が続いたため、話し合いの末、結果的にEUは猶予期間の9月末までの延長を受け入れることを決めた。その後、期限はさらに延長され、現在は無期限延期状態となっている。加えて、EUは通関手続きに必要な書類の削減などを内容として盛り込んだ改訂案を発表し、英国に譲歩する姿勢を示した(図表3)。もっとも、英国はさらなる負担軽減を求める可能性を示唆しており、EUの改訂案に同意するかどうかは現時点では不透明な状況となっている。

3. 英国・フランスは漁船の操業許可を巡り対立

漁業権を巡っては、英国・フランス間でしばしば対立が起こっている。EUでは、共通漁業政策により加盟国は自国の漁業管理をEUに委ねている。EUによって、加盟国経済水域での年間総許容漁獲高が決められ、漁獲枠が各国に割り当てられている。移行期間終了後、英国は共通漁業政策から抜け、自国海域へのアクセスに関しては、独立した立場で自由に決められるようになった。ただ、通商協定では5年半という調整期間を設け、徐々にEU側の英国海域での漁獲割り当てを減らしていく決まりとなっている。そのため、EUの漁船は、英国海域での漁業歴

(図表2) 北アイルランド議定書の内容

北アイルランド議定書に係る関税・通関の取り扱い		
物品移動	関税の適用	通関手続き
①北アイルランド⇒英国本土	適用なし	必要なし
②英国本土⇒北アイルランド	a) EUへの輸送リスクがある場合 ⇒適用あり b) EUへの輸送リスクがない場合 ⇒適用なし	必要あり
③北アイルランド⇔EU加盟国	適用なし	必要なし
主な緩和措置		
スーパーマーケットなど認定事業者による一部食品・飲料・農産物の英国本土から北アイルランドへの輸送に際して、輸出衛生証明書などの提出を免除		
冷蔵肉の英国本土から北アイルランドへの流通規制を緩和		

(出所) ONS, JETROより明治安田総研作成

(図表3) EUによる「北アイルランド議定書」改訂案

①衛生植物検疫の負担軽減
英国本土から北アイルランドへの物品流通における証明書の簡略化、公的検査の約80%の削減
②通関手続きの簡略化
通関手続きに必要な書類を現在の半分とする(ただし、英国による完全かつリアルタイムでのITシステムの提供などが条件)
③北アイルランド当局および関係者との関係強化
専門家が、議定書の実行のための適切な手段について議論する戦略グループを設置。北アイルランド関係者の戦略グループの委員会への出席を可能とする
④長期における医薬品の安定的な確保
英国の製薬会社が拠点を英国においたまま、英国規制当局が承認した医薬品を北アイルランドへ供給することを可能とする

(出所) 欧州委員会, JETROより明治安田総研作成

などを明示した上で許可を取得し、同国海域で漁を行なうこととなった。

英国とフランスの対立の発端は、今年5月に英領ジャージー島領内でのフランス漁船の操業をジャージー島自治政府が規制したことである（図表4）。位置情報を記録する装置を持たないフランス漁船は、詳細な漁業歴を提出することができず、操業許可が下りなかった。フランス政府は、操業制限は不当として、フランスが9割以上を占めているジャージー島への電力供給を停止することを示唆したほか、英国漁船に対する監視強化を決めた。10月には、フランス海域で英国漁船が違法に操業していたとして、1隻を拿捕、もう1隻に罰金を科した。さらに、英国製品の通関手続きの強化や、フランス港の一部の利用を認めないなどの対抗措置も辞さない姿勢を示した。その後、11月に開催

されたG20サミットでの首脳会談で、両国が問題解決に向けて取り組むことを約束し、フランスは対抗措置の発動を凍結、一旦事態は収束した。もっとも、その後もフランスの漁業団体が操業許可を求めて抗議活動を行なうなどしており、対立の火種は燻っている。英国で水揚げされた水産物と水産物加工品の多くは、EUへ輸出されている。フランスが制裁措置に踏み切るようなことになれば、英国の水産物の輸出量も減少する可能性がある。自国の主権を守りたいがための対立が、英国の漁業を苦境に立たせることにもなりかねない。

（図表4）英国とフランスの漁業権を巡る問題

日時	主な出来事
2021年5月	英領ジャージー島自治政府が、位置情報を記録する装置を持たないために操業歴の証明が不十分な一部フランス漁船の操業を不許可に
	フランス当局は、操業制限は不当として電力供給停止などの報復措置を示唆したほか、英国漁船の監視を強化
2021年10月	フランス海域に入っていた英国漁船の操業に違法性があったとして、フランス当局が英国漁船1隻を拿捕、1隻に罰金を賦課
	フランス漁船の英国海域での操業制限が継続されたことから、フランス当局は、①英国漁船のフランスの港での荷揚げ禁止、②英国製品の通関強化、③英国漁船の安全チェックの強化、④英仏海域を往来するトラックの検査強化、を11月2日に発動することを通告
2021年11月	英仏首脳会談にて両国が解決に向けて取組みを進めることを約束。フランス当局による報復措置の発動は一旦凍結
	フランスの漁業団体が、抗議のため、両国間の鉄道貨物輸送に使われる英仏海峡トンネルと仏北部カレー港の封鎖を計画

（出所）各種報道資料より明治安田総研作成

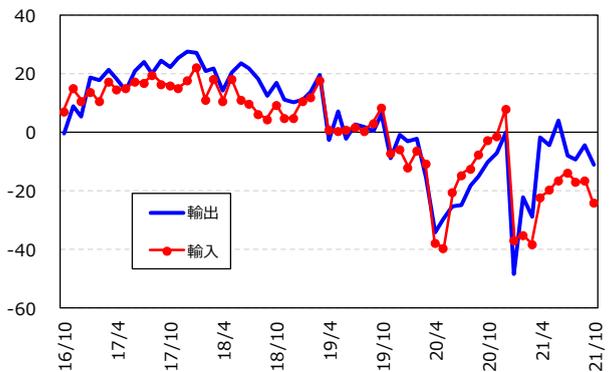
4. 対EU輸出入は停滞が続く

北アイルランドを介さず、英国本土とEU間で物品貿易を行なう場合には、移行期間終了後、通関・検疫手続きが新たに必要となった（前掲図表1）。ただ、英国がEUから輸入する際の通関や食品関連の検査等に関しては、段階的に行なう緩和措置が導入された。こうした措置は、その後も日程の見直しが何度か行なわれ、現時点ではその多くが来年の7月まで延長されている。

物流の混乱回避に備えた措置が導入されているものの、英国・EU間の貿易は停滞が続いている。英国にとってEUは、昨年の財貿易の輸出シェアで48%、輸入シェアで53%を占める最大の貿易相手である。英国の対EU輸出入の伸びをコロナ感染拡大前の2年前比で見ると、10月は輸出が▲11.1%、輸入が同▲24.0%とともにマイナスとなった（図表5）。特に、輸入は今年に入ってから2桁のマイナスが続いている。コロナによる落ち込みから内需が完全に回復していないことに加え、人手不足などの供給制約を背景とした物流の遅滞が影響しており、EU以外の輸出入の伸びもコロナ前を下回っている（図表6）。

ただ、議定書を巡る混乱や、英国がEUから輸入する際の緩

（図表5）英国の対EU輸出入の伸び（2年前比）



（出所）ファクトセット、ONSより明治安田総研作成

（図表6）英国の対EU以外輸出入の伸び（2年前比）



（出所）ファクトセット、ONSより明治安田総研作成

和措置の適用期間が複数回にわたり延長されている実態を踏まえると、通商協定で新たに導入された通関・検疫手続きが、企業の負担となっていることは想像に難くない。緩和措置を設けていたとしても、これらの業務が完全になくなることはなく、当面は英国・EU間の輸出入の抑制要因になるとみられる。

議定書を巡る対立の長期化も懸念材料である。もともと議定書には、自国にとって経済・社会・環境上の問題を生じさせる場合には、一方的にルールを破棄できるセーフガード条項がついている。英国は、EUの対応次第では同条項の発動も辞さない構えを見せており、今後、英国が発動に踏み切り、その対抗措置としてEUが制裁関税を賦課する事態にまで発展する可能性はある。ただ、この場合には英国・EU間の貿易量の大幅な縮小が予想され、双方にとって経済的損失が大きい。

英国は、今年に入ってから豪州、ニュージーランドと新たにFTAの締結で合意した。加えて、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」への加入手続きを開始し、インド・太平洋地域の国々との関係強化を進めている。これはEU離脱により、独自の判断で他国と交渉が可能となったことによって得られた成果である。その一方で、豪州とニュージーランドの英国の貿易額に占めるシェアは合わせても2%に満たない。さらに、2022年末までに貿易額に占めるFTAのカバー率を80%に引き上げる目標掲げる英国にとって、最も重要なパートナーとなる米国とのFTA交渉は進展が見られていない。バイデン米大統領は、議定書を巡る英国の動きに懸念を表明しており、米国がEUに課していた鉄鋼とアルミニウムの輸入関税を、10月に一定の数量までは賦課しないことを決めたのに対し、英国の同製品に対する関税撤廃は見送っている。英国が議定書の運用に一定の道筋をつけない限り、今後も英米FTA交渉の本格化は望めないだろう。この点も踏まえると、議定書に関して、英国が強気な姿勢を崩さずに、EUにさらなる譲歩を来年以降も求め続けるのは難しいように思われる。EUの提示した改訂案をベースに、若干の修正を加える形で、お互いが妥協点を見つけ出すこととなるだろう。

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●照会先● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411